

市内におけるペット霊園の現状と課題

1 本市におけるペット霊園等の調査と現状（別添 1）

(1) 調査の実施期間

平成 25 年 1 2 月 3 日（火）～ 1 2 月 2 7 日（金）

(2) 調査施設

- 市内のペット霊園：10 か所

| | |
|---------------------------------|--|
| 【参 考】本市が調査を行った全施設（インターネット調べ）の内訳 | |
| ・ 実態あり（調査済） | 10 か所（(4)を参照） |
| ・ 実態あり（立入拒否） | 3 か所 |
| | 火葬施設等 2 か所 〔西京区（市街化調整区域） 右京区（都市計画区域外）〕 |
| | 移動火葬車 1 業者（市内） |
| ・ 受付業務（事務所）のみ | 5 か所 |
| ・ 対象外 | 2 か所（石材店，ペットホテル） |
| ・ 実態なし | 6 か所 |

- 市域を営業エリアとする移動火葬車を経営する事業者：2 業者（(4)を参照）

(3) 調査の実施方法

- 環境政策局，保健福祉局，都市計画局職員各 1 人の 1 チーム 3 人体制
- ペット霊園及び移動火葬車の事業者の協力の下，調査票による実態調査

(4) 調査結果の概要（詳細は別添 2）

| | 行政区 | 用途地域 | 施 設 | | | | 住宅からの 周辺距離 |
|----|-----|------------|-----|-----|------------|-----|---------------|
| | | | 墳 墓 | 納骨堂 | 火 葬 施設等 | 葬儀場 | |
| 1 | 北 | 市街化調整区域 | | ○ | | | 4～5m |
| 2 | 上京 | 市街化区域（準工業） | ○ | | | ○ | 隣接 |
| 3 | 左京 | 市街化調整区域 | ○ | ○ | ○ | ○ | 20m |
| 4 | 左京 | 市街化調整区域 | ○ | | ○ | ○ | 100m 以上 |
| 5 | 左京 | 市街化区域（一低層） | ○ | | | | 2～3m |
| 6 | 左京 | 市街化調整区域 | ○ | ○ | ○ | ○ | 5～6m |
| 7 | 南 | 市街化区域（準住居） | | | ○ | ○ | 2m |
| 8 | 右京 | 市街化調整区域 | ○ | ○ | | | 80m |
| 9 | 西京 | 市街化調整区域 | ○ | | ○ | ○ | 約 120m |
| 10 | 伏見 | 市街化区域（一低層） | ○ | | | | 隣接 |

移動火葬車

| | | | | | | | |
|----|----|-------|--|--|---|--|---|
| 11 | 亀岡 | 市域で営業 | | | ○ | | — |
| 12 | 宇治 | 市域で営業 | | | ○ | | — |

- 市街化区域に所在するペットの墳墓及び納骨堂は、すべて墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓地埋葬法」という。）に基づく墓地経営許可を有している宗教法人が経営している。
- 市街化区域にあるペット霊園は住宅に隣接している。市街化調整区域の場合は、最も近接しているもので約4～5mである。
- 墳墓・納骨堂・火葬施設等の併設施設又は墳墓・火葬施設等の併設施設は、市街化調整区域にのみ所在している。
- 市街化区域に所在する火葬施設等は、1か所のみである。（ただし、煙突等は外部から見えない構造となっている。また、葬儀場を併設している。）
- 調査した全ての墳墓及び納骨堂は、焼骨を埋蔵していた。
- 事業者からの聞き取りによれば、ペット霊園等で営業開始前に近隣住民から反対があり、営業場所を変更した事業者が1か所あったが、現在では苦情を訴えられているところはない。

2 本市におけるペット霊園等の課題

(1) 既存施設

近隣住民等とのトラブルが発生している事例は確認できなかった。

(2) その他

- 山科区における事案（別添3）
- 新規設置計画

現在のところ、本市が他に認知している計画はないが、今後、超高齢化社会に向け、ペットの存在価値が増すことにより、ペット霊園等の増設が予想される。